

## 「地域で弁当交流応援事業」

# 登録店を募集します！

【募集期間】令和3年2月16日（火）～令和3年6月30日（水）

### 1 事業概要

コロナ禍においても交流機会を促進するため、コミュニティ協議会や自治会など各種団体や企業（以下「利用団体」という。）が地域の割烹などの飲食店やホテルから購入する弁当・折り詰め（以下「弁当」という。）代の一部を補助することで、経営に疲弊している飲食店やホテルへの応援につなげる事業です。

### 2 事業実施期間

令和3年3月1日（月） ～ 令和3年6月30日（水） ※予算がなくなり次第終了

### 3 補助内容

利用団体が購入する**弁当代の一部**を補助

※個人及び冠婚葬祭を目的とした利用は対象外。

※宗教活動・政治活動を目的とした利用、暴力団又はその構成員、反社会的な活動をする団体の利用は対象外。

【利用条件】**税抜き単価 3,000 円以上/個**の弁当（持ち帰り又は配達）を **10 個以上購入**する場合

※酒類除く。オードブルは対象外。税込み（8%）単価 3,240 円以上/個

【補助額】1 個当たり、税抜き価格の 1/2（上限 2,000 円） ※円未満切り捨て

### 4 事業の流れ 及び 補助方法

① 参加希望の店は所在区の窓口へ登録申込み → 市HPで**登録店**を公表

※「新潟市地元飲食店&地域交流応援事業」の登録飲食店は、**申込み不要**です。

※ 登録店にはステッカーをお渡します。貼付のご協力をお願いします。

② 利用団体は、**登録店**に弁当を予約

※この時点で、利用団体が補助を受けられるかは未定です。

③ 利用団体は、市に「利用申込書」を提出

※市への提出は、原則、利用の1週間前までです。

- ④ 市は、利用団体に「クーポン（予約確認書）」を交付

※対象にならない場合は「クーポン」を交付しません。（例：冠婚葬祭での利用など）

- ⑤ **登録店**は、利用団体が会計時に「クーポン」を提出した場合はクーポンを受け取り、クーポンに記載の「補助上限額」を差し引いた金額を利用団体から受領

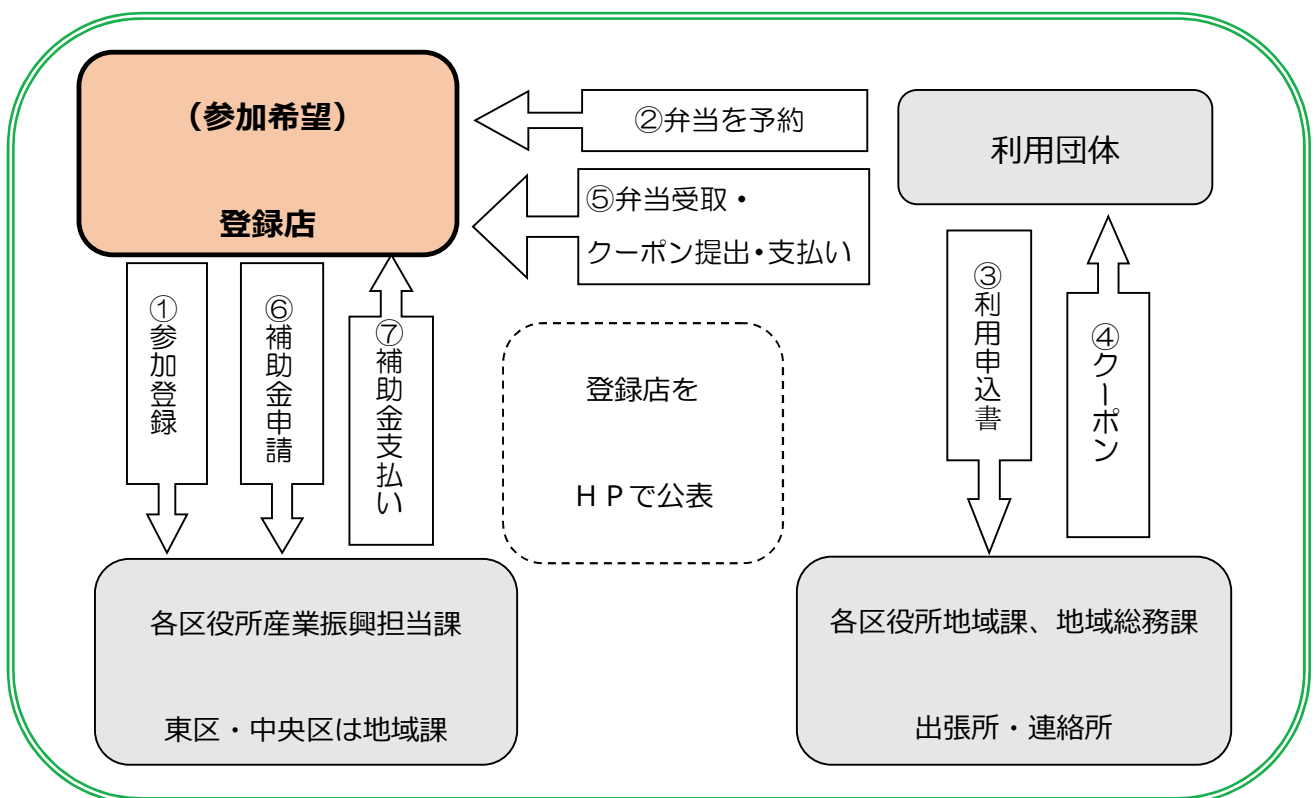
※予約時と弁当個数に変更となった場合、差し引く額は、クーポンに記載の「補助上限額」と異なることがあります。

- ⑥ **登録店**は、補助金（差し引いた額）を、随時、市（所在区の担当課）へ請求

※「新潟市地域で弁当交流応援事業補助金交付申請書兼実績報告書」に、「クーポン（原本）」、「利用日・個数・単価等内訳のわかる売上明細書等」を添付する。

- ⑦ 市は、**登録店**に補助金（差し引いた額）を支払い

※実績報告書が市に到着してから、概ね10日以内に指定の口座に振込みます。



## 5 登録店の条件

- ① 「新潟市地域で弁当交流応援事業」の事業内容（弁当の提供・補助金の請求等）を実施できること。
- ② 新潟市内に店舗があること。
- ③ 店舗の営業にあたり必要な許可（食品営業許可等）を取得していること。

- ④ 「外食業の事業継続のためのガイドライン」（一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会作成）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組んでいること。

※感染予防対策を確認するため、市による立ち入り検査を行う場合があります。

- ⑤ 代表者及び役員等並びに使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの、自己その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与しているもの、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関与を有するもののいずれにも該当しないこと。また、その確認のため、新潟県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意すること。

## 6 その他

- ① 4月以降の補助については令和3年度予算の議決後、正式に実施が決定します。
- ② 予算の上限に達した場合、その時点で終了します。  
なお、利用団体の市への利用申込は先着順です。
- ③ 本件に伴い生じた事故や損害については自らの責任で対応してください。
- ④ 新潟県 GoToEat キャンペーンお食事券との併用は可能です。

## 7 登録のお申し込み・補助金の申請・お問い合わせ先

### ① 登録のお申し込み

- ・「新潟市地域で弁当交流応援事業登録店申込書」に記載し、店舗が所在する区の産業担当課の窓口へ提出してください。

### ② 補助金の申請

- ・「新潟市地域で弁当交流応援事業補助金交付申請書兼実績報告書」に記載し、必要書類（クーポン（原本）、売上明細書等（利用日・個数・単価等内訳のわかるもの））を添付し、店舗が所在する区の産業担当課へ提出してください。（※郵送可）

【提出期限】 令和3年3月分：令和3年3月31日（水）

令和3年4～6月分：添付するクーポンの利用日から1か月以内

※ただし、1枚の「新潟市地域で弁当交流応援事業補助金交付申請書兼実績報告書」に、利用日の異なる複数枚のクーポンを添付する場合は、最後の利用日から1か月以内

### ③ お問い合わせ先

・店舗が所在する区の産業担当課へ

提出先・お問い合わせ先	郵便番号	住所	電話番号
北区役所産業振興課	950-3393	北区東栄町 1-1-14	025-387-1356
東区役所地域課	950-8709	東区下木戸 1-4-1	025-250-2170
中央区役所地域課	951-8553	中央区西堀通 6 番町 866 NEXT21 5 階	025-223-7054
江南区役所産業振興課	950-0195	江南区泉町 3-4-5	025-382-4809
秋葉区役所産業振興課	956-8601	秋葉区程島 2009	0250-25-5689
南区役所産業振興課	950-1292	南区白根 1235	025-372-6507
西区役所農政商工課	950-2097	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7603
西蒲区役所産業観光課	953-8666	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8417